

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第69期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社テレビ朝日

【英訳名】 TV Asahi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 君和田 正 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経理局長 森 岡 信 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経理局長 森 岡 信 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第69期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第68期
会計期間		自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
売上高	(百万円)	64,252	252,746
経常利益	(百万円)	4,829	12,080
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,092	6,422
純資産額	(百万円)	248,324	245,762
総資産額	(百万円)	317,179	313,677
1株当たり純資産額	(円)	243,146.18	240,678.24
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	3,073.70	6,383.75
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		
自己資本比率	(%)	77.1	77.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,335	17,526
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,769	1,295
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,022	2,326
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	37,798	61,351
従業員数	(名)	3,628	3,539

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,628
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,172
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
テレビ放送事業	
タイム収入	22,940
スポット収入	24,466
番組販売収入	3,155
その他収入	4,736
小計	55,299
音楽出版事業	3,580
その他事業	7,628
計	66,507
セグメント間取引消去	2,255
合計	64,252

(注) 1 主な相手先別の売上実績及びそれぞれの総売上高に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)
(株)電通	24,302	37.8
(株)博報堂D Y メディアパートナーズ	11,887	18.5

2 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年6月6日開催の取締役会において、株式会社朝日新聞社との新しい提携の枠組みについての合意を決議しました。また、同日付で事業提携に関する覚書を締結し、協議機関として「提携推進委員会」を設置しました。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期の日本経済は、原油高にともなう原材料価格の高騰や身の回り品の値上がりなどが響き、企業・消費者の心理悪化に歯止めがかからない状態となりました。大企業製造業において経常利益が7年ぶりの減益になると見込まれ、設備投資計画が6年ぶりの低い水準にとどまっており、また、サブプライムローン問題が尾を引くアメリカ経済の減速や、欧州経済のインフレ懸念などもあり、景気の先行きに不透明感が強まりつつあります。

放送業界におきましては、東京地区のスポット広告の出稿量が前年同期を大幅に下回る水準で推移するなど、大変厳しい状況となりました。

このような経済状況のなか、当社グループは、テレビ放送事業はもとより、音楽出版事業やその他事業においても収益確保に努め、当第1四半期の売上高は642億5千2百万円、売上原価、販売費及び一般管理費の合計は602億6千8百万円となりました結果、営業利益は39億8千3百万円となりました。

また、経常利益は48億2千9百万円、四半期純利益は30億9千2百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

テレビ放送事業

タイム収入は、視聴率が好調なバラエティーなどを中心にベースアップを図り、レギュラー番組のセールスが堅調に推移しました。また単発番組でもテレビ朝日開局50周年記念特別番組「フシギとキセキの星 地球テスト TEST THE NATION」やサッカー日本代表戦などで積極的な営業活動を行った結果、229億4千万円となりました。

スポット収入は、業種では「輸送機器」や「薬品」が好調だったものの、原油高、原材料高の影響を大きく受けた「食品・飲料」が大幅に低迷したほか、「サービス・娯楽」「出版」「住宅・建材」なども振るわなかった結果、244億6千6百万円となりました。

また、番組販売収入は31億5千5百万円、その他収入は前連結会計年度末に連結子会社となった株式会社日本ケーブルテレビジョンの影響などにより47億3千6百万円となりました。

以上により、テレビ放送事業の売上高は552億9千9百万円、営業費用は532億3百万円となりました結果、営業利益は20億9千6百万円となりました。

音楽出版事業

“HY”のアルバム「HeartY」と“ケツメイシ”のアルバム「ケツノポリス6」がリリースされたことや、“ケツメイシ”と“HY”のコンサートツアーなどにより、音楽出版事業の売上高は35億8千万円、営業費用は27億3百万円となりました結果、営業利益は8億7千6百万円となりました。

その他事業

「相棒 - 劇場版 - 」が好調な出資映画事業やイベント事業などにより、その他事業の売上高は76億2千8百万円、営業費用は66億5百万円となりました結果、営業利益は10億2千2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末比35億2百万円増の3,171億7千9百万円となりました。負債は前連結会計年度末比9億3千9百万円増の688億5千4百万円となりました。また、純資産はその他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末比25億6千2百万円増の2,483億2千4百万円となりました。この結果、自己資本比率は77.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比235億5千3百万円減少し、377億9千8百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、13億3千5百万円の資金の増加となりました。増加の主な要因は、税金等調整前四半期純利益48億1千5百万円などによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、227億6千9百万円の資金の減少となりました。減少の主な要因は、当社のその他の関係会社である株式会社朝日新聞社株式の取得など、投資有価証券の取得による支出が249億5千5百万円あったことなどであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払により、20億2千2百万円の資金の減少となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を以下のとおり定めております。

< 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 >

基本方針の内容

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は民間放送局として、国民生活に必要な情報と健全な娯楽を提供することによる文化の向上に努め、放送の公共性・公益性・不偏不党の立場を堅持し、民主主義の発展に貢献するとともに、適切・公正な手法により利潤を追求してまいりました。

このような放送が担う公共的使命を果たしながら企業活動を行うため、共通の理念を持つ人材の育成と確保、ステークホルダーとの信頼関係の保持、放送局・報道機関としての使命の全うとともに、これらを前提とした社会のニーズに適うコンテンツを制作・発信し続けることが企業活動の源泉であると確信しております。

なお、当社の企業価値にかかる考え方の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://company.tv-asahi.co.jp/>）に掲載しております。

2.基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転をとまなう買付提案に応じることがどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、民間放送局としてI1.のような認識のもと、市民社会に貢献する企業活動を継続することが、社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。そもそも、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）が構築してきたコーポレートブランドや企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、（ ）放送・その他の事業を通じて提供する情報やコンテンツが社会から信頼され、求められていることが、当社の存立基盤であるとの認識を持って、企業活動を発展的に継承していくこと、（ ）さらに、これら一連の企業活動は、当社の放送事業の特質を活かしながら、その他の事業とともに、情報・コンテンツをさらに魅力的かつ社会から求められるようにするために行われるものであること、（ ）そのために必要な企業活動の基盤を整備すること、および（ ）安定的な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量取得行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社グループの企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社取締役会は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、もしくは株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

1.新中期経営計画に基づく取り組み

当社は、「コンテンツの創造を通して『常に時代の新しい旋風(かぜ)を創る』リーディングカンパニーになる」という経営理念を掲げ、平成14年から平成19年まで第一期および第二期全社変革推進運動を推進してまいりました。

この5年間にわたる経営計画であった全社変革推進運動を通じ、社内外に明確な目標を提示し、全社を挙げて取り組みました結果、「万年4位」とも言われていた視聴率はプライムタイム2位を達成するまでに上昇し、それとともに広告収入が増加、放送外事業につきましても売上を大幅に増加させることができました。

一方で、ブロードバンドの急速な普及・発展にともない、数多くの事業者が新たな動画配信事業を始めると、競争は業界の壁を越えてますます激化しています。

このような経営環境のなか、大きな節目となる開局50周年、平成23年の地上波テレビ放送の完全デジタル化などを迎える今後3年間は、当社が次の50年も発展し続ける基盤を作る、重要な期間であると認識しております。

そのため当社は平成19年度から平成23年度までの5ヶ年計画となる「新中期経営計画」をスタートさせています。全社変革推進運動の成果と反省を踏まえ、『平成23年度にプライムタイムで視聴率トップを獲る』『平成23年度に連結売上高3,000億円、営業利益200億円を達成する』『創造力を最大限に発揮できる企業風土を作る』という目標を掲げました。さらにコンテンツ力を高めて目標を達成すべく、積極的に取り組んでまいります。

株主、視聴者、スポンサーなど、多くのステークホルダーのみなさまの信頼にお応えできるよう、経営理念の実現に向け、この「新中期経営計画」を推進してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する諸施策の検討・実現は、経営の最重要課題の1つであるとの認識に基づき、経営監視の体制を構築しております。具体的には、コンプライアンスに基礎を置く内部統制体制の整備により、経営監視体制の一層の強化を図っております。

当社は、放送局・報道機関としての公共性・公益性の堅持を前提に、適切、公正な手法による利潤の追求を目指しており、この考え方は、当社のコーポレート・ガバナンスの体制確立・企業活動の推進に大きな比重を占めております。

具体的には、当社取締役会は21名中5名を社外取締役で構成しており、社外取締役は、それぞれの経験、専門性などを生かし多様な視点から当社取締役会の監督強化に寄与しております。また、当社の監査役は、5名中3名を社外監査役で構成しており、そのうちの1名は弁護士の資格を有する者としております。なお、監査役を補佐するスタッフを、組織改革を通じて増員し、監査・チェック機能の強化を推進しております。（役員の員数については、平成20年6月30日現在のものです。）

さらに、取締役会決議に関する書面決議制度の導入、特別取締役の選定を通じて、適正な経営監視体制のもとでの意思決定の迅速化も図っております。

今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化を進め、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めていく所存です。

以上のように、「新中期経営計画」に基づく取り組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得者が現れる危険性を低減するものと考えます。また、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組みは、「新中期経営計画」を推進し、企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図る基盤となるものと考えます。したがって、かかる取り組みは、会社の支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成19年5月15日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の具体的内容を決定し、同日に对外発表しており、その後、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会において、本プランの導入に関して株主のみなさまの承認を得ております。

本プランは、特定の株主またはそのグループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対して、大量取得行為に先立ち、当社に対して十分な情報提供をすることを要請するとともに、当社取締役会による当該大量取得行為に対する評価・意見表明、大量取得行為を行おうとする者との交渉、代替案の提示を可能とすることにより、株主のみなさまが当該大量取得行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主のみなさまのために交渉を行うことを可能とするための手続きを定めるものです。そして、かかる手続きが遵守されない場合、または当該大量取得行為が基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損すると判断される場合には、当社取締役会が、独立した第三者により構成される独立委員会の勧告を受けて、新株予約権の無償割当てなど、当該大量取得行為への対抗措置を講じることを認めるものです。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得者には、当該大量取得行為の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、当該大量取得者から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案がある場合には当該代替案が、独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえで、大量取得行為の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、当該大量取得者との交渉、当社取締役会を通じての株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、大量取得者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または当該大量取得行為の内容の検討、大量取得者との協議・交渉等の結果、当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合など本プランに定める要件に該当する大量取得行為であると認めた場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動の決議を行うものとし、決議を行った後速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合、当該新株予約権には、大量取得者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が大量取得者等以外の者から当社株式その他の財産と引換えに新株予約権を取得することができる旨等の取得条項が付されており、株主のみなさまは1円以上で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、平成19年6月27日開催の当社定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合、株主のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主のみなさまが新株予約権行使の手続きを行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://company.tv-asahi.co.jp/contents/ir_news/index.html)に掲載する平成19年5月15日付プレスリリースをご覧ください。

具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の「新中期経営計画」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記 記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者の専門家を利用することができること、有効期間が最長約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は1百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,006,000	1,006,000	東京証券取引所 市場第一部	
計	1,006,000	1,006,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日		1,006,000		36,642		55,342

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、株式会社朝日新聞社から平成20年6月12日付の大量保有報告書に関する変更報告書の写しの提出があり、平成20年6月6日現在で、保有株券等の数は290,195株であるとの報告を受けており、当第1四半期会計期間末における実質所有株式数を確認しております。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社朝日新聞社	大阪市北区中之島三丁目2番4号	290,195	28.85

また、新たに財団法人香雪美術館が平成20年6月6日付で、50,300株の株式を取得しております。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,006,000	1,006,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	1,006,000		
総株主の議決権		1,006,000	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が492株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数492個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	159,000	165,000	167,000
最低(円)	138,000	147,000	144,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は次のとおりであり、職名が変更となっております。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役副社長 経営一般・スポーツ担当、 2011年完全デジタル化推進本部長	代表取締役副社長 経営一般・スポーツ担当	早河 洋	平成20年7月1日
常務取締役 経営戦略室長（経営戦略担当）、 IR・グループ戦略担当、 2011年完全デジタル化推進本部副本部長	常務取締役 経営戦略室長（経営戦略担当）、 IR・グループ戦略担当	神山 郁雄	平成20年7月1日
常務取締役 特命渉外担当、 2011年完全デジタル化推進本部副本部長	常務取締役 特命渉外担当	福田 俊男	平成20年7月1日
取締役 編成制作担当、 2011年完全デジタル化推進本部副本部長	取締役 編成制作担当	上松 道夫	平成20年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第68期連結会計年度 東陽監査法人

第69期第1四半期連結累計期間 あずさ監査法人

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,144	14,712
受取手形及び売掛金	72,407	70,234
有価証券	36,444	59,824
たな卸資産	注1 15,330	注1 14,533
その他	10,261	7,954
貸倒引当金	84	79
流動資産合計	146,504	167,179
固定資産		
有形固定資産	注2 55,547	注2 56,614
無形固定資産		
その他	4,941	5,166
無形固定資産合計	4,941	5,166
投資その他の資産		
投資有価証券	87,113	60,646
その他	23,220	24,218
貸倒引当金	148	148
投資その他の資産合計	110,185	84,716
固定資産合計	170,675	146,497
資産合計	317,179	313,677
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,175	17,685
未払法人税等	1,568	1,932
役員賞与引当金	33	123
その他	34,117	33,244
流動負債合計	53,895	52,987
固定負債		
退職給付引当金	13,738	13,612
役員退職慰労引当金	256	317
その他	964	997
固定負債合計	14,959	14,927
負債合計	68,854	67,914

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,642	36,642
資本剰余金	55,342	55,342
利益剰余金	148,544	147,463
株主資本合計	240,529	239,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,165	2,728
繰延ヘッジ損益	6	56
為替換算調整勘定	96	0
評価・換算差額等合計	4,075	2,672
少数株主持分	3,719	3,640
純資産合計	248,324	245,762
負債純資産合計	317,179	313,677

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	64,252
売上原価	45,469
売上総利益	18,782
販売費及び一般管理費	注1 14,799
営業利益	3,983
営業外収益	
受取利息	178
受取配当金	394
持分法による投資利益	262
その他	47
営業外収益合計	882
営業外費用	
為替差損	15
固定資産廃棄損	18
その他	3
営業外費用合計	36
経常利益	4,829
特別損失	
投資有価証券評価損	13
特別損失合計	13
税金等調整前四半期純利益	4,815
法人税等	1,637
少数株主利益	85
四半期純利益	3,092

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	4,815
減価償却費	2,202
固定資産廃棄損	18
投資有価証券評価損益(は益)	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	4
持分法による投資損益(は益)	262
退職給付引当金の増減額(は減少)	125
受取利息及び受取配当金	572
売上債権の増減額(は増加)	2,170
たな卸資産の増減額(は増加)	766
仕入債務の増減額(は減少)	79
その他	704
小計	2,782
利息及び配当金の受取額	568
法人税等の支払額	2,015
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,335
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の増減額(は増加)	3,498
有形固定資産の取得による支出	657
無形固定資産の取得による支出	294
投資有価証券の取得による支出	24,955
その他	360
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,769
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	2,011
少数株主への配当金の支払額	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,022
現金及び現金同等物に係る換算差額	97
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,553
現金及び現金同等物の期首残高	61,351
現金及び現金同等物の四半期末残高	注1 37,798

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) たな卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

これによる損益への影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準等の適用

借主としてのもの

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる影響は軽微であります。

貸主としてのもの

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース投資資産として計上しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

これによる影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>たな卸資産の評価方法</p> <p>当第1四半期連結会計期間末の商品等のたな卸高の算出に関しては、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末の実地たな卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、商品等の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>税金費用の計算</p> <p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 たな卸資産の内訳		1 たな卸資産の内訳	
番組勘定	14,760百万円	番組勘定	14,165百万円
商品及び製品	526百万円	商品及び製品	324百万円
原材料及び貯蔵品	44百万円	原材料及び貯蔵品	43百万円
2 有形固定資産の減価償却累計額	55,143百万円	2 有形固定資産の減価償却累計額	53,875百万円
3 保証債務		3 保証債務	
下記の者の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。		下記の者の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。	
従業員住宅資金融資保証	2,097百万円	従業員住宅資金融資保証	2,145百万円
(株)放送衛星システム借入保証	829百万円	(株)放送衛星システム借入保証	877百万円
計	2,927百万円	計	3,022百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
代理店手数料	9,280百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	12,144百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	5,836百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	31,491百万円
現金及び現金同等物	37,798百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	1,006

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,012	2,000	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が、リース取引に関する会計基準等の適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額に、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	テレビ放送 事業 (百万円)	音楽出版事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	54,509	3,530	6,212	64,252		64,252
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	789	49	1,415	2,255	(2,255)	
計	55,299	3,580	7,628	66,507	(2,255)	64,252
営業利益	2,096	876	1,022	3,995	(11)	3,983

(注) 1 事業区分は売上集計区分によっております。

2 各事業区分の主要な事業内容

テレビ放送事業：テレビ放送時間の販売、番組の販売、商品化権料収入

音楽出版事業：音楽著作権・著作権隣接権の管理事業、レコード事業、アーティストマネジメント事業等

その他事業：イベント事業、ビデオ・DVD販売、出版、出資映画事業、ショッピング事業及び放送用機器等の販売等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 243,146.18円	1株当たり純資産額 240,678.24円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	248,324	245,762
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,719	3,640
(うち少数株主持分)	(3,719)	(3,640)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	244,605	242,122
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(千株)	1,006	1,006

2 1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3,073.70円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純利益(百万円)	3,092
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,092
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,006

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

株式会社テレビ朝日
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神谷 英一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小酒井 雄三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 良太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テレビ朝日の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テレビ朝日及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。